



住所又は
所在地（納税地）
氏名又は
名称 _____ 殿

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

税務署長 _____ 印

遺産が未分割であることについてやむを得ない 事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

_____年 _____月 _____日付で申請のありました、

- ・ 配偶者に対する相続税額の軽減
 - ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
 - ・ 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例
 - ・ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
- } の適用を受けようと

する遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請を承認却下いたします。

この通知に係る処分の理由 _____

(注) やむを得ない事由がなくなった日の翌日から4か月以内にその遺産が分割された結果、納めすぎの税金が生じた場合には、分割の日の翌日から4か月以内に更正の請求をして、納めすぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。

() 枚のうち () 枚目

遺産が未分割であることについてやむを得ない
事由がある旨の承認申請に対する承認（却下）書（通知用）

使用目的

この承認（却下）書は、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。

却下の通知を行う場合は、注書きの文字をすべて二重線で抹消する。